

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 寄附金税額控除の対象となる寄附金に係る指定法人又は団体からの変更の届出【財政局税務部課税第一課】 2

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 3
- 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 9

北九州市告示第430号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第22条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金について、指定した法人又は団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年11月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 法人又は団体の名称の変更

変更前	変更後
公益財団法人福岡県すこやか健康事業団	公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構

2 変更年月日

令和2年11月1日

北九州市上下水道局管理規程第 6 号

北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局職員就業規則等の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正)

第 1 条 北九州市上下水道局職員就業規則(昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 0 条第 1 項ただし書及び第 2 項、第 1 1 条第 3 項、第 2 0 条第 2 項本文、第 1 号及び第 2 号並びに第 7 項、第 2 0 条の 2 第 1 号及び第 2 号、第 2 3 条の 2 第 2 項並びに第 2 3 条の 4 第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 1 条の 2 を削る。

別表第 3 の 4 の項、8 の項、9 の項及び 1 8 の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 2 条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

3 法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 5 条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市上下水道局職員就業規則(昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 8 号。以下「就業規則」という。)第 9 条第 4 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 第 1 項中「北九州市上下水道局職員就業規則(昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 8 号。以下「就業規則」という。)」を「就業規則」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項を削る。

第4条の3を削る。

第5条中「前2条」を「前条」に改める。

第13条第1項第1号中「料金（以下）」を「料金（第3号及び次項第1号において）」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号アからスマで以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

付則に次の9項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

- 15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第18項において「特定日」という。）以後当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項並びに第7条第2項、第3項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 16 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 17 付則第15項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員及び非常勤職員
 - （2） 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第2号に規定する職を占める職員
- 18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であ

って、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。
- 20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第18項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 付則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 付則第18項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第2項及び第24条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第18項、第20項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 23 付則第15項から前項までに定めるもののほか、付則第15項の規定による給料月額、付則第18項の規定による給料その他付則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	237,300	255,200	283,100	309,100	352,700	412,800	482,400

(北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年北九州市上下水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第11条第1項各号列記以外の部分中「第4条の3」を「第4条第3項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第10項の規定は、令和4年 月 日から施行する。

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正に伴う経過措置)

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号)付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の北九州市上下水道局職員就業規則の規定を適用する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第9項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条の規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与

規程第5条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市上下水道局職員就業規則第9条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与規程第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第5条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市上下水道局職員就業規則第9条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第13条第2項第2号、第15条第3項及び第21条第3項の規定を適用する。
- 7 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程第4条第1項及び第2項、第7条、第8条、第11条、第12条及び第12条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例第6条第2号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第3項又は第5項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。
- 9 新給与規程付則第15項から第23項までの規定は、北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

（その他の経過措置）

- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必

要な経過措置は、管理者が別に定める。

付則別表

給料表	職務の級	基準給料月額
給料表（１）	５級	３０９，２００円
	６級	３４９，６００円
	７級	３９８，８００円

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月29日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書中「勤務時間」の次に「（地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた職員（以下「高齢者部分休業職員」という。）にあつては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。）」を加える。

第20条第2項本文中「前項」を「前項本文」に改め、「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、同項各号中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同条第7項中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、同項を同条第10項とし、同条第6項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 週休日又は休日（以下「休業日」という。）を挟んで年次休暇を使用した場合は、当該休業日は、年次休暇として取り扱わない。

第20条第5項第2号アからウまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「（高齢者部分休業職員である者を除く。）」を加え、同項第3号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第9条第2項から第5項までの規定並びに第10条第1項及び第2項の規定に基づき勤務時間の割振り又は休憩時間について別段の定めがなされている場合で、第3項の規定により難しいときは、年次休暇の区分又は単位については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する年次休暇の区分又は単位との均衡を考慮して管理者が別に定める。

第20条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 4時間を下らず4時間40分を超えない時間の範囲内において勤務時間等を定められた日の年次休暇は、半日単位の年次休暇とする。

第20条の2本文中「勤務時間」を「勤務時間等」に、「同条第7項」を「同条第10項」に改め、同条各号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第23条の2第2項中「60日（）」及び「以上の」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「次各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高齢者部分休業職員（育児短時間勤務職員等である者を除く。）、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員 第9条各項（第3項を除く。）の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率

(2) 高齢者部分休業職員（育児短時間勤務職員等である者に限る。）第9条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率

第23条の2に次の1項を加える。

5 第20条第4項、第7項及び第9項の規定は、介護休暇について準用する。

第23条の4第2項中「30日（）」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第23条の2第2項各号に定める率」に改め、同条第4項中「第20条第5項」を「第20条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改める。

第23条の5第2項本文中「週休日及び休日（以下「休業日」という。）」を「休業日」に改める。

第23条の9を第23条の10とし、第23条の8を第23条の9とし、第23条の7を第23条の8とし、第23条の6の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第23条の7 職員の高齢者部分休業については、北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年北九州市条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

別表第3の4の項中「5日（）」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第23条の2第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄第3号中「第20条第5項」を「第20条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の6の項備考の欄第3号中「第20条第5項」を「第20条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の8の項中「3日（）」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「

第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第23条の2第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄第3号中「第20条第5項」を「第20条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の9の項中「5日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第23条の2第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄第3号中「第20条第5項」を「第20条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の10の項備考の欄第3号及び11の項備考の欄第3号中「第20条第5項」を「第20条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の18の項中「6日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第23条の2第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄に次の1号を加える。

(3) 第20条第4項、第7項及び第9項の規定は、この休暇に準用する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

2 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員」を加える。